平成２７年（フ）第４１０号
仙台市宮城野区燕沢２丁目20番17号　燕沢市営住宅１棟203、開始決定時の住所仙台市宮城野区清水沼３丁目６番18号　ＹＪハイツ101
破産者　佐々木基晴
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
秋田市泉三嶽根７番２号　メゾンド三嶽根５号
破産者　工藤　哲郎
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２号
埼玉県本庄市見福１丁目７番55号
破産者　金子　智子
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１９０５号
横浜市神奈川区入江１丁目21番25号　１Ｆ
破産者　船崎　　司
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１０号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋３丁目１番17―103号　ホームタウン茅ヶ崎
破産者　中村　信夫
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０８２号
横浜市南区六ツ川３丁目76番地３　横浜パークタウンＤ棟109号室
破産者　南雲　典子
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６号
新潟県三条市西四日町１丁目３番23号、前住所新潟県三条市本町６丁目13番３号
破産者　髙橋　和雄
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１６号
石川県金沢市窪４丁目555番地
破産者　ハマダこと　濵田　康永
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第１６７５号
愛知県東海市名和町東田24番地１　メゾンなわ401号
破産者　森　　英彰
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７９号
岐阜県多治見市北丘町８丁目１番地の49
破産者　石山　恵子
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４０号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字権平谷９番第474番地
破産者　河野　　博
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５７号
名古屋市中区栄３丁目20番５号　第７スカイビル501号
破産者　大野　峻亮
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５５号
名古屋市中川区服部１丁目205番地　ハーモニーＢ棟201号
破産者　原田接骨院こと　原田　　智
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目９番１―423号、破産手続開始決定時の住所京都府福知山市石原２丁目175番地
破産者　椿野　禎三
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第３０４０号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目２番１―522号
破産者　西川　益通
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０８号
大阪市鶴見区今津南３丁目４番15号　佐野マンション202号
破産者　松村雄一朗
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１４号
大阪市中央区島之内２丁目２―10　ラ・セーヌ心斎橋東504号室、開始決定時大阪市北区長柄東２丁目９番77―1513号
破産者　ジル・サービスこと　山下　佳重
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３６号
大阪府南河内郡太子町聖和台１丁目２番地の12
破産者　下向　謙次
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部